

# 石川県公報

令和2年12月11日

第13365号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (建築住宅課)	1
公 告	
○入札公告 (人事課)	2
○入札公告 (行政経営課)	3
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	5
○入札公告 (文化振興課)	6
○大規模小売店舗の廃止の届出の公告 (経営支援課)	7
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	7
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	9
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	9
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	10
選挙管理委員会	
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	10
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	10
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	10
○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	11

## 告 示

### 石川県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
スマイル歯科	小松市土居原町760番地	令和2年10月1日

### 石川県告示第425号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
スマイル歯科	小松市土居原町760番地	令和2年10月1日

### 石川県告示第426号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	住 所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人賃貸住宅総合支援センターいしかわ	金沢市山科一丁目5番23号	金沢市山科一丁目5番23号	令和2年11月30日

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
令和2年度情報化研修業務
- (2) 業務内容  
石川県職員等に対する情報化研修の実施業務
- (3) 委託期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に、行政機関職員向けの情報化研修に係る委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、本委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

#### 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

##### (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 令和2年12月11日(金)から同月18日(金)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市尾山町10番5号(教育・自治会館3階)  
石川県自治研修センター

エ 提出方法 持参により提出すること。

##### (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和2年12月23日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

#### 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先  
〒920-0918 金沢市尾山町10番5号(教育・自治会館3階)  
石川県自治研修センター  
電話 076-231-6372

- (2) 仕様書交付期間  
令和2年12月11日（金）から同月18日（金）まで（県の休日を除く。）
- (3) 仕様書交付時間  
午前9時から午後5時まで
- 5 入札の日時及び場所
  - (1) 日時 令和2年12月25日（金）午前10時
  - (2) 場所 金沢市尾山町10番5号 教育・自治会館3階 第一研修室
- 6 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法  
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 入札に関する注意事項
  - (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
  - (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
  - (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
  - (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 9 入札の無効  
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。
- 10 契約書作成の要否  
要
- 11 入札保証金及び契約保証金  
免除

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
石川県所有施設入場料等クレジットカード及び電子マネー決済対応業務
  - (2) 業務内容  
仕様書等による。
  - (3) 契約期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 石川県内に本店又は支店、営業所を有すること。

(4) 国又は地方公共団体と同種・類似の契約又は公金の収納事務の実績を有すること。

### 3 入札者に要求される義務

入札参加資格の審査を行うため、入札参加希望者は、下記の(1)~(6)の書類について令和2年12月18日(金)正午までに5(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 会社概要、個人情報保護管理に関する規定、情報システムセキュリティに関する規定、コンプライアンスに関する規定

(3) 2(4)の実績が分かる書類

(4) 指定したクレジットカードブランド及び電子マネーが取り扱えることを証するもの

(5) 決済通信システム仕様書及び決済端末機に関する資料

(6) 暴力団排除条例等の規定にかかる誓約書及び役員等名簿

### 4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、入札参加資格確認結果通知書の交付により行う。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県行政庁舎5階 石川県総務部行政経営課内

電話番号 076-225-1246

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年12月25日(金)正午まで

(4) 開札の日時及び場所

令和2年12月25日(金)午後1時 石川県行政庁舎5階 石川県総務部行政経営課内

### 6 仕様書の質問および回答

仕様書等に関して質問がある場合は、令和2年12月18日(金)正午までに、石川県総務部行政経営課行政経営グループ(076-225-1246)へ問い合わせること。回答については随時行う。

### 7 入札方法

入札金額は、クレジットカード取扱見込額に手数料率を乗じた金額、電子マネー取扱見込額に手数料率を乗じた金額を合計した額による総価により入札することとする。なお、取扱見込額は仕様書別表2を参照すること。

### 8 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 9 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

### 10 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

11 契約書作成の要否  
要

12 入札保証金  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第117条第3号の規定により免除

13 契約保証金  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第136条第9号の規定により免除

---

#### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

令和2年11月15日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおぞらクラブ

3 代表者の氏名

七瀬 香

4 主たる事務所の所在地

白山市知気寺町と77番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後又は小学校の休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与える等の学童保育に関する事業を行い、その健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立に寄与することを目的とする。

---

1 申請のあった年月日

令和2年11月17日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おやじエンジェル

3 代表者の氏名

北出 弘信・喜多 秀次

4 主たる事務所の所在地

加賀市潮津リ6

5 定款に記載された目的

この法人は、未婚の男女に対して、結婚に関する相談及び出会いの場づくりに関する事業を行い、結婚を促進し、晩婚化・未婚化を解消し、少子化対策を図り、地域社会の福祉の増進並びに経済活動の活性化及び、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

---

1 申請のあった年月日

令和2年11月22日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サンフラワー

3 代表者の氏名

山花 剛

4 主たる事務所の所在地

七尾市中島町奥吉田カ乙部一番甲二地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人及びその家族が地域であたりまえの生活をおくるために、何を必要とし又どのような活動をしなければならないのかを考え実践していくなかで、社会全体が障害の有無にかかわらずお互いを尊重し共に支え合っていくことができる豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達件名及び数量

明治期地籍図デジタル化業務委託 一式

## (2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## (4) 履行場所

仕様書による。

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

## 3 入札説明書の配布方法等

## (1) 配布期間

令和2年12月11日（金）から同月21日（月）午前11時まで

## (2) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/library\\_seibi/chisekizu.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/library_seibi/chisekizu.html)

## (3) 入札者に要求される義務

受託者に必要な実績・技術等の確認を行うため、あらかじめ電話にて4(1)に問合せを行うこと。

## 4 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎10階）

石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室

電話番号 076-225-1346

## (2) 入札書の受領期限

令和2年12月21日（月）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

## (3) 開札の日時及び場所

令和2年12月21日(月)午後1時 石川県庁行政庁舎1407会議室

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約書の要否

要

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書そのほか入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

---

大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を廃止する旨の届出があった。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ポルテ金沢

金沢市本町2丁目801番地

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,044平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

975平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成19年7月31日

5 変更する理由

店舗テナント退去による。

---

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア野々市横宮店

野々市市横宮33-1 外7筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和2年7月31日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年12月11日から令和3年1月11日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア野々市横宮店

野々市市横宮33-1 外7筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

公告日 令和2年7月31日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 店舗駐車場の混雑によって周辺道路が渋滞しないように配慮し、安全対策について万全を期してください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年12月11日から令和3年1月11日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスパ白山A棟

白山市倉光5丁目14番 外41筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

(1) 内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和2年7月31日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年12月11日から令和3年1月11日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスパ白山A棟

白山市倉光5丁目14番 外41筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

(1) 内容 駐輪場の位置及び収容台数

公告日 令和2年7月31日



- 3 市町の意見の概要  
市町名 白山市  
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間  
令和2年12月11日から令和3年1月11日まで

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーのアオキみずき店  
金沢市みずき1丁目1番1
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ナルックス 代表取締役 中西 茂宏  
石川県金沢市鳴和一丁目1番10号  
(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲  
石川県白山市松本町2512番地
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 1,155平方メートル  
(変更後) 1,068.56平方メートル
- 3 変更年月日  
令和2年11月28日
- 4 届出年月日  
令和2年11月27日
- 5 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 6 届出等の縦覧期間  
令和2年12月11日から令和3年4月11日まで
- 7 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和3年4月11日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

#### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年12月14日から令和3年1月18日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
五十里・黒川地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町農林水産課

#### 道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字横浜ほ35番5、51番3、51番4、52番4、52番5、53番2の一部、農道及び水路の無籍地の一部	幅員 4.03~7.56m 延長 79.62m	河北郡津幡町字加賀爪ハ85番地3 株式会社Tプランニング	令和2年11月30日

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和2年12月11日

石川県選挙管理委員会

18,993人

### 石川県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和2年12月11日

石川県選挙管理委員会

218,705人

### 石川県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和2年12月11日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,630人
七 尾 市 選 挙 区	14,765人
小 松 市 選 挙 区	29,552人
輪 島 市 選 挙 区	7,647人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	11,523人
加 賀 市 選 挙 区	18,688人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,862人
か ほ く 市 選 挙 区	9,861人
白 山 市 選 挙 区	31,124人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,033人
野 々 市 市 選 挙 区	14,408人
河 北 郡 選 挙 区	17,673人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,794人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,989人

**石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 71 号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和2年12月11日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,705人

